

入会金及び会費規約

一般社団法人特定ラジオマイク運用調整機構

一般社団法人特定ラジオマイク運用調整機構（以下「本機構」という。）定款第9条に基づく入会金及び会費に関し、必要な事項を定める。

（会 費）

第 1 条 本機構の正会員の入会金及び会費は次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|---------------------------|--------------------------|----------|
| (1) | 入会金 | 1 加入 | 20,000 円 |
| (2) | 年会費 | 1 加入 | 48,000 円 |
| | | （年度の途中加入の場合は初年度のみ月割りとする） | |
| (3) | 運用調整費（消費税別途・マイク 1 局につき年額） | | |
| | 固定 | 900 円（全周波数帯） | |
| | 移動 | 1,200 円（WS 帯または専用帯） | |
| | | 1,800 円（WS 帯と専用帯を兼ねるマイク） | |
| | | 2,100 円（1.2GHz 帯） | |

（手数料）

第 2 条 本機構が定めるその他手数料は次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|-------------------------------|---------|--|
| (1) | 新設免許申請手数料（収入印紙代） | | |
| | マイク 1 局につき | 3,550 円 | |
| | （電子申請の場合） | 2,550 円 | |
| (2) | 免許関係書類取扱費（消費税別途） | | |
| | マイク 1 局につき | 5,000 円 | |
| (3) | その他の費用 | | |
| | ①免許の更新 | | |
| | 再免許手数料（収入印紙代） | | |
| | マイク 1 局につき | 1,950 円 | |
| | （電子申請の場合） | 1,500 円 | |
| | 再免許申請書類等取扱費（消費税別途） | | |
| | 基本料金 2,000 円＋マイク 1 局につき 500 円 | | |
| | ②免許の変更（消費税別途） | | |
| | マイク 1 局につき | 2,500 円 | |
| | ただし、変更する局数に応じ、割引をするものとする。 | | |
| | ③TVWS チャンネルリスト申請サービスの諸費用 | | |
| | TVWS チャンネルリスト申請費 案件の条件による。 | | |
| | 金額については理事会で決定するものとする。 | | |

④その他

別途定める

(会 費)

第 3 条 本機構の賛助会員の入会金及び会費は次のとおりとする。ただし、一般会員が法人賛助会員へ移行する場合、入会金は免除とする。また、年会費 2 口以上の法人賛助会員は、一般会員の入会金及び年会費を免除とする。

- | | | |
|------------|-----|----------------------|
| (1) 法人賛助会員 | 入会金 | 50,000 円 |
| | 年会費 | 1 口 50,000 円 (1 口以上) |
| (2) 個人賛助会員 | 年会費 | 1 口 3,000 円 (1 口以上) |

第 4 条 本機構の名誉会員の入会金及び会費については免除とする。

(変 更)

第 5 条 この規約は、本機構定款第 16 条の規定により、総会の決議によって変更することができる。ただし、実費相当額となる金額においては、法令の改正により適宜変更することができる。

(附 則)

第 6 条 この規約に記載のある金額については、令和元年度現在のものがある。

制定 平成 26 年 4 月 1 日

改定 平成 27 年 6 月 5 日

改定 令和元年 6 月 28 日